

陸上自衛隊定員の増員並びに中枢部局及び部隊の熊本県駐屯を求める意見書

現在の我が国を取り巻く安全保障環境は、尖閣諸島周辺での海域・空域の侵犯、一方的な東シナ海防空識別圏の設定や南沙諸島の岩礁の埋め立て、北朝鮮による弾道ミサイル発射、核実験、並びに、パリ同時多発テロや中東方面での地域紛争の発生など、様々な不安定要因がより顕在化している。また、自然大災害の多さは、我が国の宿命ともいわれており、これらの各種事態が複合的に生起する恐れも否定できない状況である。

そのような中、陸上自衛隊は、海上・航空自衛隊との共同訓練を積極的に実施し、国民の生命財産と領土、領海、領空を守り抜くため、我が国周辺海空域の警戒監視を行っているほか、度重なる災害時における人命救助や復旧活動等を行っており、国民の自衛隊、特に陸上自衛隊に対する期待と信頼はますます高まっている。

よって、国におかれては、下記事項を確実に実施されるよう強く要望する。

記

1 定員の増員

陸上自衛隊は、我が国の独立と安全を守るため、平素から厳しい訓練を実施し、国の防衛任務、国際平和協力活動、自然大災害対応及び民生支援など多種多様な任務にあたっている。

特に、尖閣諸島を含む九州南西方面での防衛対策として陸海空自衛隊の部隊編成の強化が求められている中、必要な人員の確保は喫緊な課題である。自衛隊の高度な専門能力と組織力は、他の組織での代替は不可能なものであり、多種多様な任務が増加し続けている自衛隊の確実な定員の増員を図ること。

2 中枢部局及び部隊の熊本県への駐屯

九州・沖縄を防衛任務等とする西部方面隊の総監部、熊本県を含む南九州を担当とする第8師団の司令部は、いずれも熊本市に所在している。それに加えて本年は、国から阿蘇くまもと空港が南海トラフ地震における「大規模な広域防災拠点」に選定されるとともに、「九州の現地対策本部」として熊本地方合同庁舎が指定された。

現在、防衛省、自衛隊においては、九州の特科部隊等の統合改編、水陸機動団の新設などが進められているが、このような九州での大規模災害対応や南西地域の防衛の観点から、また、地方創生及び「官のまち熊本」の観点からも、ぜひ西部方面隊における中枢部局及び部隊は、引き続き熊本県内に駐屯すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月17日

熊本県議会議長 松田三郎

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山崎正明様
内閣総理大臣	安倍晋三様
総務大臣	高市早苗様
財務大臣	麻生太郎様
防衛大臣	中谷元様